

民主党規約（抄）

（両院議員総会）

- 第7条** 党大会に次ぐ党の議決機関を両院議員総会とし、党所属国会議員をもって構成する。
- 2 とくに緊急を要する事項については、両院議員総会の議決をもって党大会の議決に代えることができる。
 - 3 両院議員総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立し、その議事は行使された議決権の過半数をもって決する。
 - 4 党大会の議決に代えた両院議員総会の議決は、次期の党大会に報告し、承認を受けなければならない。
 - 5 両院議員総会は、代表あるいは常任幹事会の議決による要請により、両院議員総会長が招集する。
 - 6 両院議員総会長は、党所属国会議員の3分の1以上の要請があった場合には、速やかに両院議員総会を招集しなければならない。
 - 7 両院議員総会長は、両院議員総会で選出する。
 - 8 両院議員総会長は、党に所属しない国会議員で会派を共にする者その他必要と認める者を、オブザーバーとして両院議員総会に出席させることができる。
 - 9 両院議員総会の運営等については、両院議員総会長が議事を進行し、特に必要と判断する場合には、常任幹事会の承認にもとづく役員会の提案を受けて、両院議員総会で決するところによる。

（代表）

- 第8条** 本党に、代表を置く。
- 2 代表は、党を代表する最高責任者とする。
 - 3 代表の任期は、就任から2年後の9月末日とし、重ねて就任することができるものとする。また、任期内に新たな代表が選出されない場合には、両院議員総会の承認をもって、任期は新たな代表が選出されるまで延長される。
 - 4 代表の選出は、所属国会議員、県連を通して本部に登録された党員（地方自治体議員を含む）およびサポーター、その他代表選挙規則にもとづき、役員会の議を経て常任幹事会の承認にもとづき定める有権者による選挙によって行う。代表選出のための選挙は、代表の任期が終了する年の9月に行うことを通例とする。
 - 5 代表選挙における各有権者の投票権の行使の方法については、代表選挙規則において定める。
 - 6 代表選挙の立候補者が1人である場合には、両院議員総会における承認をもって、選挙に代えることができる。
 - 7 任期途中で代表が欠けた場合には、選挙によらず、両院議員総会において代表を選出することができる。この場合、新たに選出された代表の任期は、欠けた代表の残任期間とする。
 - 8 本規約に定める議決機関および執行機関の役員等の任期は、代表の任期に従うものとする。
 - 9 代表選挙の実施方法等に関する代表選挙規則は、役員会の発議にもとづき、常任幹事会で決定する。
 - 10 代表選挙に関する事務は、中央代表選挙管理委員会が行い、その構成は代表選挙規則において定める。